

通所リハビリテーション・介護予防通所リハビリテーション

運営規定

（事業の目的）

第1条 この事業所が行う指定通所リハビリテーション・介護予防通所リハビリテーションの事業は、要介護状態等になった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーションを行うことにより、利用者の心身の機能の維持回復を図ることを目的とする。

（運営方針）

第2条 運営方針は、次に掲げるところによるものとする。

- （1）リハビリテーションは、利用者の要介護状態の軽減若しくは悪化の防止又
要介護状態となることの予防に資するよう、その目標を設定し、計画的に行うものとする。
- （2）事業者自らその提供する指定通所介護の質の評価を行い、常にその改善を図るものとする。
- （3）指定通所リハビリテーション・介護予防通所リハビリテーションの提供に当たっては、医師の指示及び通所リハビリテーション計画に基づき、利用者の心身の機能の維持回復を図り、日常生活の自立に資するよう、妥当適切に行う。
- （4）指定通所リハビリテーション従業者は、指定通所リハビリテーション・介護予防通所リハビリテーションの提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、リハビリテーションの観点から療養上必要とされる事項について、理解しやすいように指導又は説明を行う。
- （5）指定通所リハビリテーション・介護予防通所リハビリテーションの提供に当たっては、常に利用者の病状、心身の状況を的確に把握しつつ、利用者に対し適切なサービスを提供する。特に、痴呆の状態にある要介護者等に対しては、必要に応じ、その特性に対応したサービスの提供ができる体制を整える。

（事業所の名称及び所在地）

第3条 この事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- （1）名 称 医療法人明和会 通所リハビリテーションつばさ
- （2）所在地 長崎県大村市東本町 168 番地

（従業員の職種、員数及び職務の内容）

第4条 この事業所に勤務する従業員の職種、員数及び職務の内容は、次のとおりとする。

- （1）管理者 1 名

管理者は、通所リハビリテーション・介護予防通所リハビリテーション計画の作成及び説明を行うほか、従業者の管理、指定通所リハビリテーションの利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行う。

(2) 医師 1名

(3) 通所リハビリテーション・介護予防通所リハビリテーション従業職員

(理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士又は看護職員若しくは介護職員)

管理者・医師 1名

理学療法士 2名

作業療法士 1名

言語聴覚士 1名

看護職員 1名

介護職員 9名

管理栄養士 1名

指定通所リハビリテーション・介護予防通所リハビリテーションの提供に当たる。

(営業日、営業時間等)

第5条 営業日、営業時間及びサービス提供時間は、次のとおりとする。

(1) 営業日 月曜日から土曜日までとする。

(祝日及び12月31日から1月3日及び8月13日から8月15日までを除く。

但し、特別の事情により営業をする場合がある。)

(2) 営業時間 月～土 8時30分～17時30分までとする。

(3) サービス提供時間 月～土 8時40分～17時20分までとする。

(利用定員)

第6条 利用定員は、23人とする。

1－2時間コースに関しては、1クール5人とする。

(リハビリテーションの内容)

第7条 この事業所が行う指定リハビリテーション・介護予防通所リハビリテーションの内容は、次のとおりとする。

(1) 生活指導

(2) 機能訓練

(3) 介護サービス

(4) 介護方法の指導

(5) 健康状態の確認

(6) 送迎

(7) 給食サービス

(利用料その他の費用の額)

第8条 指定通所リハビリテーション・介護予防通所リハビリテーションを提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該指定通所リハビリテーションが法定代理受領サービスであるときは、その負担割合の額とする。

2 前項の他、次に掲げる費用を徴収する。

食費 700 円／1 食

ただしキャンセル料として、当日のお休み時は 700 円・前日 17：00 までのお休み時は 370 円を申し受けます。

3 前項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、そのサービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得るものとする。

(通常の事業の実施地域)

第 9 条 通常の事業の実施区域は、大村市の区域とする。

(サービス利用に当たっての留意事項)

第 10 条 サービスの利用に当たっての留意事項は、次のとおりとする。

(1) 事業所内では飲酒及び喫煙はしないこと。

(2) 従業者の指示に従うこと。

(緊急時等における対応方法)

第 11 条 指定通所リハビリテーション・介護予防通所リハビリテーションに当たる従業者は、現にリハビリテーションの提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに、主治医への連絡を行う等の必要な措置を講ずるとともに、管理者に報告するものとする。

(非常災害対策に係る取り組み)

第 12 条 管理者は、消防法施行規則第 3 条に規定する消防計画及び風水害、地震等の災害に対応するための計画に基づき、非常災害に備えるため、年 1 回以上非難、救出その他必要な訓練を行う。

(虐待防止に係る取り組み)

第 13 条 事業所は利用者の権利擁護、虐待の発生を防止するための次のような措置を講じるものとする。

(1) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的開催とともに、その結果について従業者者に周知徹底を図る。

(2) 虐待防止及び身体拘束のための指針整備

(3) 虐待を防止するため及び身体拘束等の適正化のための定期的な研修を年 2 回以上実施する。

(4) 苦情解決体制の整備

(5) 前 4 項にあげる措置を適正に実施するための責任者の設置

2 事業者はサービス提供中に虐待を受けたと思われる利用者を発見したときは、速やかに市町村に通報するものとする。

(その他運営に関する重要事項)

第14条 指定通所リハビリテーション・介護予防通所リハビリテーションに当たる従業者の資質の向上のために、次のとおり研修の機会を設けるものとする。

(1) 採用時研修 採用後3ヶ月以内

(2) 継続研修 年3回

2 従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密をもらしてはならない。

3 従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密をもらすことがないように、これらの者の秘密を保持すべき旨に従業者との雇用契約の内容とするものとする。

4 この規定に定めるもののほか、この事業所の運営に関する事項は、医療法人と管理者との協議に基づいて定めるものとする。

(相談・苦情の窓口)

● 当事業所相談・苦情窓口

担 当 者：西 恵

解決責任者：富永良子

電話：080-5276-4230 F A X：0957-52-8772

(虐待相談窓口)

● 当事業所相談・苦情窓口

担 当 者：富永良子

解決責任者：伊崎 翼

電話：080-5276-4230 F A X：0957-52-8772

● その他の相談・苦情窓口

・大村市長寿介護課 電話：0957-20-7301

・大村市地域包括支援センター 電話：0957-53-8141

・長崎県国民健康保険団体連合会(国保連) 電話：095-826-1599

附則

この規程は、平成17年10月1日から施行する。

平成20年5月1日 改訂

平成30年4月1日 改定

平成21年4月1日 改訂

令和30年11月1日 改定

平成21年6月1日 改訂

令和3年4月1日 改定

平成22年4月1日 改定

令和5年4月1日 改定

平成24年4月1日 改定

令和6年6月1日 改定

平成27年4月1日 改定

平成29年8月1日 改定